

第4回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成21年3月6日（金）総務省共用3会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成20年9月1日～平成20年11月31日
抽出案件	10件
審議案件	10件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札）総務省ホームページの運営の請負	
意見・質問	回答
<p>事前をお願いしていなかったのですがそういった資料はないかもしれないが、過去五年間の実績を見ているが、2年に1回の一般競争入札のときもすべて一者入札だったのか。</p> <p>ホームページ運営業務というのはそこまで特殊なものとは考えられず、不思議だと思わざるを得ない。</p>	<p>手元に資料はないが、一者だったかもしれない。</p>
<p>②の回答において、市場調査の一環として入札参加者から見積書を徴収とのことだが、具体的にはどのような業者から見積書を取っているのか。</p>	<p>入札公告をかける際、入札書を事前に預かるが、その際に参加する方から徴収しており、今回は契約した業者より徴収している。</p>
<p>徴収したのは契約業者のみか。</p> <p>この案件はあまりにもこの社との契約が長く、市場調査も契約業者が行うというのは、あまりにも関連性が強くなってしまっているのではないかと。</p> <p>市場調査ということであれば、努力次第で、もう少し幅広く情報を集められるのではないかと。</p> <p>もしくは、業務の機密性やホームページの特</p>	<p>業務の機密性というものはない。</p> <p>なお、参考まで、平成21年度分の調達を現在行っているところだが、数社に声をかけたものの、見積書の提示を断られたということがあった。</p> <p>しかし、21年度より、サーバーの機器とコンテンツの作成業務とを分割した調達を行っており、今後は改善されるのではないかと期待している。</p>

<p>殊性というようなものが考慮されたためなのか。</p> <p>市場調査の対象を少しずつ広げられるようにして行ってほしいと考える。</p>	
<p>過去5年間の契約実績について、平成20年度の請負期間を「6月1日から12月31日」という区切りになっているのはなぜか。</p> <p>また、本件の契約締結日の11月5日と請負期間との関連はどうなっているのか。</p>	<p>本年度、平成20年度の契約が3本に分かれてしまった原因のひとつとしては、先ほど申し上げた、4月5月を準備期間として考えたということがまずひとつ。</p> <p>次に、本年度の業務として、総務省ホームページの再構成を行ったということ、さらに、現在は独自の規格で運営されている各総合通信局のホームページの集約を進めているという業務があり、当初は昨年中の作業終了を想定していたが、実際の作業に多少の遅延が生じ、三分割となってしまった。</p>
<p>11月5日に契約を締結したということは、この後が請負期間ということか。</p>	<p>これは21年1月からの契約を11月に締結したということであり、準備期間を設けたもの。</p>
<p>すると20年度は一般競争を二度行ったということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>先ほど、仕様書をみた業者より、請負ができず、見積書が提示できないと言われたという話であったが、そういった事態に関してはどのように分析しているか。できないような仕様書なのではないか。ぜひ改善をお願いしたい。</p>	<p>総務省ホームページの再構成の業務は、その一環として、現在では原則として業者がHTMLを作成しているが、来年度からはコンテンツマネジメントシステム（CMS）を導入し、一部分から職員がコンテンツを作成するという仕組みにしている。</p> <p>その中で業者から言われたのは、今回導入するCMSソフトについて、声をかけた業者では使った経験がないため、運営がきちんに行える自信がないとのことであった。</p> <p>こちらとしては、CMSソフトについて、特別なものではなく、使用経験のある業者が1、2社ほどしかいないソフトであると認識していない。</p> <p>この部分については、今後より多くの会社に</p>

	<p>アプローチをすることで、多少なりとも改善を図って行きたいと考える。</p>
--	--

【抽出事案2】（一般競争入札）海難防止に共通に使用できる通信システムの構築に向けた海上伝搬調査に関する業務委託	
意見・質問	回答
この業務を実施できる程度の技術力を持つ業者は、絶対数がかなり少ないものなのか。	大きい業者となると、関東管内では4～5社と認識している。
それらの社については、今回の事案に関する情報を持っているのか。	こちらからも、こういう案件があるということを紹介している。
そのように通知して、なお一者応札であるということは、技術力はあるのだけれども、業務自体が魅力的でなかったということになるのか。	<p>業者に確認をしたわけではないため、そこまではわからない。</p> <p>声をかけた業者は、本業が無線機の製造メーカーであることから、技術力はあるものの、本業務はその業者にとって本業ではないということになる。</p> <p>また、今回は実証実験ということで、小型船舶のレジャー船を借り上げ、実際に船を海に出しての測定を行うものであり、そういった点も難しかったのではないかと考える。</p>
本筋とは逸れる話だが、海上の通信ということであれば、総務省の管轄のほか、防衛省や海上保安庁、また、国土交通省も関係があるように思えるが、連携などはしているのか。	<p>特に連携などはしていない。</p> <p>本業務は、通信・システムがどのように行われているかという調査が目的である。</p> <p>例えば、国際VHFという通信については、主に大型船舶、また、漁業用の無線局に関しては、漁業通信専門の27メガヘルツや40メガヘルツの特異な周波数を使っているというような、通信システムを把握している業者が落札したものであり、海上保安庁や防衛省などはなじまず、協力は求めがたい雰囲気である。</p>
内容的には類しているのかと考える。	

<p>資料の2枚目の5番の記述について、今後の調査研究のあとが切れている。</p>	<p>印刷の都合で切れてしまったため、追ってデータを送付する。</p> <p>なお、今後の方策としては、地方の総合通信局の電子入札システムについて、仕様書等がシステムのダウンロードできるような機能が追加になったため、それを活用していくことで、参加する社が増えていくのではないかと考える。</p>
<p>二度目で予定価格を下回ったとあるが、一度目の札はいくらで入ったのか。</p>	<p>575万円（税抜）であった。</p>
<p>本件は、専門性の高い事案であり、たいへん難しいと理解しているが、ぜひ努力していただきたい。</p>	

【抽出事案3】（一般競争入札）「ギャップフィラーにおけるSFNに関する調査検討」に係るギャップフィラーの置局に関する技術調査及び実地試験の委託（丘陵等の地形シャドーにおける試験）	
意見・質問	回答
来年度以降、同内容の案件が継続するか。	来年度以降継続するという考えはない。
同じテーマにおいて全く同じ業務では当然ないと思われるが、関連するものについても、続くということはないのか。	ない。
<p>すると、そのような調査を行ったということを実績として書くためだけに1円を入札したということになるか。</p> <p>このケースでは、法令上、最低価格が記載できないと説明があったが、1円が適正な価格であるとは考えていないことと思われる。</p> <p>そして、たとえ、落札が可能であったとしても、適正な価格ではないはずである。</p> <p>こういったケースを排除する方法はあるのか。</p>	<p>法に基づいて処理をした結果、このように処理をせざるを得なかったと考えている。</p> <p>この案件については、諸方面と相談を行ったが、法に基づいてこのように施行せざるを得ないという結論であった。</p>
この業者はどのような業者か。	<p>東京の民放5社と、保守・工事業者1社の趣旨によって設立された会社であり、平成13年1月26日に設立がされている。</p> <p>設立に関して、資本金が4億円、2008年7月現在で従業員が45名となっている。</p>
<p>法で防ぐ方法がないということであるが、このような事態が何度も起こるようなことは好ましくないと考える。</p> <p>適正な契約とはとても思えないようなものが何回も起きるということについては防がなければならない、その方法を検討する余地はあると考える。</p>	

公共調達で税金を使うという観点からすると、本件は、低価格に抑えることができたことから、いい結果であると考えられる。

しかし、公正な取引という観点からすれば問題があり、おそらく、監督官庁としては公正取引委員会に関係してくるのではないか。

こういった場合、公正取引委員会に情報提供はされるのか。

特にしていない。

公正取引委員会も、情報提供を求めているかもしれないが、自由競争の範囲で、業者がどうしても実績を上げたいということであれば、防げないと思う。

この調査は、ギャップファイラー導入に関して、信越総合通信局では、地上放送デジタル化に際して、山岳地域等において視聴できない地域をいかに減らしていくかという立場に立ち、置局に関してどういう観点で見ればいいのかという実際上のデータを取るということで行われたもの。

今後、置局の実施は民間に移り、自治体等がオーダーする際に、どこにギャップファイラーを置局したらいいかという相談を受けることになると考えられ、その際に、総合通信局が実施する実験への協力実績があるということが生きてくると考えられる。

つまり、民間の営業の一環としてこの金額で入札を行ったものと考えられ、適正な価格であるとはいえないが、営業努力の範囲内であるということでは妥当と考える。

そのため、公正取引委員会へ情報提供を行うこと考えていなかった。

なお、繰り返しになるが、会計法第29条ただし書きというのは、あくまでも最低価格落札が原則という除外規定の話であり、厳密に考えなければならないものであることから、対象となる案件が予定価格1000万ということで切られているもの。

さらに、今回の場合、入札説明書に「最低価格調査制度が適用になる」ということについても申し述べていなかった。

このようなことが何度も続けば、問題になってくるため、よく確認を行っていただきたい。

また、最低入札者を落札者としなくていい契約のほか、最低制限価格というものを設けることができると思うが、そちらも適用にはならないのか。

今後、このようなことが続かないよう注視していただきたい。

最低制限価格というのは、自治体の工事等に設けられているが、国の制度としては設けられていない。

国の制度としては、法令上、低入札価格調査制度というものしかない。

【抽出事案4】（一般競争入札）eラーニングシステムの運用の請負

意見・質問	回答
<p>ハードウェアのメンテナンスをしている業者のほうが、他業者よりは有利ではあると理解していいか。</p>	<p>そういうものではないと考える。 システムを構築している業者であれば、どこでもできる性質のものであると考えている。</p>
<p>しかし結果は1社しか来なかったということか。 納品をしてメンテナンスをしている業者がそのシステムの運用も行うということに関して、他業者に比べ、有利な点は全くないのか。</p>	<p>今回契約した業者は、従来からこの運用を行っていたということもあり、eラーニングシステムをよく知っているという点は考えられる。 今回、機器の借り上げに関しても同じ業者であるが、仮に他社が機器を納めていた場合でも、機械と運用をセットで行わなければならないということはなく、運用のみ今回の契約業者になったという可能性はあると考えている。</p>
<p>結果的に同じ社が落札するのであれば、機器の借入れと運用とを一括した方が、もっと安くできたのではないか。</p>	<p>先程のホームページの案件でもあったように、従来は機器の借入れと運用とをセットで行うというやり方が多くあったが、競争性を高めるため、分割して調達するという方策を取っているところ。</p>
<p>しかし、分割してなお一社しか応札しなかったのでは意味がない。</p>	
<p>②の市場調査の一環として見積書を徴収というのは、具体的にはどの業者から情報を集めたのか。</p>	<p>先ほどと同じ、参加業者である。</p>
<p>落札業者のみから徴収し、それに基づきこの業者が落札したということであれば、市場の原理は働きづらいシステムに思える。</p>	<p>市場価格からいうと、落札業者の見積額が市場価格であろうと我々は考えているが、今回の場合は予算額がかなり低かったため、この業者が落札したと考えられる。</p>

<p>最初のケースでもそうだが、市場価格方式と言われるのであれば、他社からも見積もりを取る等して、落札業者のみから徴収するということがないようにすべきであると考えている。</p> <p>これは総務省の特徴であるが、市場調査方式といったとき、一社だけで行っているケースが多くあるという印象を受け、ほとんど市場調査になっていないのではないかと思う。</p> <p>調査を行うことによって応札数が増えると考えられるため、その点を是非ご検討いただきたい。</p>	<p>言葉足らずなところがあったが、入札前に見積書を参加業者からもらうということは、どれくらいの価格で入札してくるかということを知するためということもあるが、その前に予算設定をする前に各原課の方がそれぞれ業者から見積もりを取り、予算をセットするためという側面もある。</p> <p>そういった意味では、入札の際の見積りと予算設定の見積もりとで複数あるものと考えており、入札前に一社からの見積もりだけをもって価格が決まっているとは考えていない。</p>
<p>予算設定時の見積りはどのくらいの業者から取っているのか。</p>	<p>準備がないためわからない。</p>
<p>このように機器の借入れと運営とが切り分けられているのは21年度からなのか、それとも20年度からもう既に始まっているのか。</p>	<p>20年度より開始している。</p>
<p>機器の借入れの方については、国庫債務負担行為が可能になり、競争の促進という観点から見ると、いい方向に行っていると考えられるが、その際、ソフト面を切り離し、単年度でハードと連動させないで競争を行おうと考えても、切り分けを上手に行わないと、ハードを長期に納入している業者が、ソフトの方についても、毎年度、一者入札で落札するという心配があるため、注意していただきたい。</p>	<p>運用の部分が単年度契約ということで、予算要求の際の検討事項としている。</p>
<p>来年も同様の案件があると考えているが、来年以降の選定方法が資料に記載されているが、これは既に実施していることが書かれており、結局同じ業者になるように思える。</p>	<p>来年度からは官報公告も行うことを予定している。</p>
<p>新しい試みもぜひ推進していただきたい。</p>	<p>官報公示について、今年度の場合は数ヶ月の契約であったため1700万を超えず、一般の調達となり官報公示がなされなかったところだが、次年度以降は年間の契約になり、金額も上がるため、官報公示を行うもの。</p>

【抽出事案5】(一般競争入札)「通信・放送産業基本調査」に関する事務の請負	
意見・質問	回答
受託可能な業者は多くいるか。	統計調査を行っている業者であれば多数存在していると認識しているが、具体的に何社あるかということ承知しているわけではない。
2、3社ではなく、もっとたくさん存在するということか。 そういう業者のところに情報がいかないというのはいり得るのか。	それは考えにくい。 本件はインターネットでも公告されており、毎年おおむね同じ時期に行っているものであるため、関心のある方であれば、チェックしていれば知ることは可能であるはずと考える。
業者にとって、金額も低く魅力的ではないということか。	わからない。
この案件についても、市場調査の一環ということで、落札業者一社の見積りのみ徴収していると思われる。 先ほどの話では、予算額の設定時には複数業者から見積りを得ていると言う話であったが、予算額設定の際に業者が見積もりを提出しても、入札はしないということか。 この案件については、予算額設定の際には複数社から見積もりを参考にしたのか。そういった点に改善の余地があるように思える。	予算設定時に見積もりを出した業者が入札に参加されないというのを改善するということか。
その通り。 理由は突き止められるのではないかと考えられ、そこから一者応札を改善する方策が見えてくるのではないかと。	
今後について、4つの応札条件の見直しを検討とあるが、4つのうちどの条件の見直しを考えているのか。	具体的にはこれから検討することになっているが、例えば2番目の条件については、過去に同様の調査を行っていれば、より精緻な分析ができるのではないかと考えて入れているところであるが、仮にこの条件を外しても実施は可能であるのではないかと考えている。

<p>3番目の条件も特に必要ではないように思えるが。</p> <p>たくさんの業者に入札に参加してもらい、その後、業者を入念にチェックすることにし、まずは広く応札してもらうことも大事であると考ええる。</p>	<p>この条件が入ることで、他産業と比較したときに情報通信産業の位置づけがどうなっているのかというのを把握するために過去の経験が必要であろうということで入れているもの。</p> <p>しかし、場合によっては条件緩和を図っていくことになるかもしれず、今後検討していきたい。</p>
<p>今回の落札業者は平成18年設立になっているが、17年度以前はこの案件はどこが請け負っていたのか。</p>	<p>17年以前は別の調査会社である「ドゥ・リサーチ研究所」という株式会社であったと思う。</p>
<p>その社は18年度以降に競争には入ってこなかったのか。</p>	<p>入ってきていないものと思う。入札に参加しなかった理由までは分からない。</p> <p>また、18年度、19年度が一社応札だったというのは分からない。</p>
<p>契約の概要について、「調査票の配布と回収等」とあるが、調査票はどのくらいの数を送付しているのか。</p>	<p>約2500である。</p>
<p>調査は単純なアンケート調査か。</p>	<p>アンケート調査と言って差し支えなく、具体的には売上高の把握、設備投資額の把握といったもの。</p>
<p>自分の研究と比較すると、なぜこれだけの金額がかかるのだろうかと思う。こんなにかかるものなのか。</p>	<p>それはこちらにもよくわかりません。</p>
<p>入札の際、一度で落札とならず、何度か入札を行っているということは全く当てにならず、むしろ、予め相談している一社が入札に参加しているため、高いところから下ろしてきても安全に落札できてしまうから落札を繰り返しているという、最悪の場合も考えられるため、入札回数が多いからといって安心されない方がよろしいかと思う。</p>	

【抽出事案6】（一般競争入札）都市受信障害対策用共聴設備の実態等に関する調査の請負	
意見・質問	回答
市場調査の一環ということでは、入札参加者である2社から見積りを徴収したのか。	その通り。
一度目の入札でNHKアイテックが辞退ということであるが、一度目にCATV協会はいくらで入札したのか。	いま資料はないが、一回で落札されていないため、予定価格を上回る価格を入札しているということと考える。
過去の契約の履歴を見ると、当初は随意契約であったものが、途中から一般競争入札になっている。 これは方針で一般競争入札になったということか。	平成18年頃より、調達に適正化を図るため一般競争とするといった通達が出され、それに則ったもの。
なぜこれを抽出したかという点、所管法人が落札しているけれども、競争性が見られたため、他の案件との比較のため抽出させていただいた。 平成18年度以降の一般競争入札では一者応札だったのか。	そこまで資料を用意していない。

【抽出事案7】（一般競争入札）情報リテラシー教育の実践を通じた地域情報化に関する調査研究の請負	
意見・質問	回答
<p>市場調査の一環として見積りを徴収というのは、やはり一社からか。</p>	<p>契約側で認識しているものは、入札に参加する一社である。（会計課）</p> <p>入札前にもう一社から相見積りを頂いている。</p>
<p>非営利活動法人が調査を請け負うというのは珍しいことではないのか。</p> <p>具体的に、プログラムの実践であるとかマニュアル化であるとか、踏み込んだ内容にもなっているが、こういったことはよくあるのか。</p>	<p>あまり例はないが、教育の分野において、子供や先生まで巻き込んだ活動を積極的に行っている団体というものはあまり存在せず、その上、I Tを使っているという団体はさらに存在しないものと思われるため、積極的な入札への参加がなかったものとする。</p> <p>子供が参加してのイベント開催という内容であるので、シンクタンクなどでは実施が難しかったのではないかと考えている。</p>
<p>入札に参加した社が一社だけでも総合評価は行ったのか。</p> <p>満足のいくような評価であったのか。</p>	<p>我々が求めているような、I T活用のためのリテラシー教育について一定の実績が認められるとともに、落札業者が非常に高い知見を有しているということが分かり、満足のいくものであったというふうに認識している。</p>

<p>【抽出事案 8】（一般競争入札）遠隔方位測定設備 監視受信付加装置 B 及び信号分配付加装置</p> <p>【抽出事案 9】（一般競争入札）遠隔方位測定設備 蓄積解析装置</p>	
意見・質問	回答
<p>8 と 9 は今回セットで抽出したが、両者とも非常に特殊な技術が必要であり、わずか数社ほどしか応札能力がないことがわかった。</p> <p>しかし、以前にもそういうことがあったが、応札能力のある業者が数社存在するにも関わらず、なぜ必ず一者入札が起こってしまうのかという点が疑問である。いくつかの会社が能力を持っているのであれば、競争性があってもいいのではないかと考える。</p> <p>たいへん穿った見方をすると、何か棲み分けがあるのかとも心配されるが、そういった点について、どのようにお考えなのか知りたい。</p> <p>もともと一回として発注してもよかったのかも知れないものを競争性ということで分けたということか。</p>	<p>遠隔方位測定設備については、参加できる社は数社あると考えているところであり、この設備について他にも競争入札を行っているが、複数社参加している契約がいくつかある。</p> <p>例えば、センサという受信する設備については複数社が参加しており、それは今回落札している業者と他のもう一社で競争入札を行い、価格の適正化を図って競争性を確保しているところ。</p> <p>しかし、他のセンタや、今回のような付加機能といったものになると、センサを受注した業者が入札に参加してくるというケースが多い。</p> <p>しかしながら、付加装置においても、競争性を確保したいということで、参加できる社に対してお声がけさせていただいているところ。</p>

【抽出事案10】(一般競争入札)「電波の医療機器等への影響に関する調査」のうち調査検討の請負	
意見・質問	回答
<p>電波産業会は一回目の契約監視会の方でも取り上げたが、一者入札等を検討するに当たってここは外せないと思い抽出した。</p> <p>前回抽出対象になった案件は、やはり電波利用機器から発射される電波がペースメーカーに与える影響ということであったが、同じところが落札したということか。</p>	<p>前回の話もあるため、契約内容を見直している。</p> <p>今回は調査と測定とを分けて調達を行ったところ、測定を行うことができる民間業者が入札に参加し、請け負っている。</p> <p>徐々に改善しながら実施している状況であるが、調査検討の内容は難しいものがあり、内容をかなり絞った部分ではあるが、どうしても一者応札となってしまった。</p>
<p>前回に比べ、測定部分は民間が落札したということで、改善されたということか。</p>	<p>その通り。</p>